

平成 28 年度伊豆半島生涯活躍のまちづくりモデル事業取組計画策定支援業務委託  
公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

急速に進む少子高齢化を背景に、我が国は本格的な「人口減少時代」に突入しており、これに加え、地方に比べて合計特殊出生率が低い東京への「人口一極集中」が日本全体としての人口減少に一層の拍車をかけている。

静岡県においても、今後、人口減少の加速度的な進行が見込まれることから、本県で実現できる暮らしの魅力を高め、積極的にその魅力を発信して、本県への移住を着実に進めることにより、新しい人の流れをつくっていく必要がある。

そのような中、本県では、伊豆半島地域をモデルとして、「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」構想の活用について検討するため、「伊豆半島生涯活躍のまちづくり検討会議」を設置し、去る 10 月、検討結果を「伊豆半島生涯活躍のまちづくりビジョン」として取りまとめたところである。ビジョン策定後は、ビジョン及び検討会議の意見を具体化するためのモデル事業の展開に向け、「伊豆半島生涯活躍のまちづくり検討会議」を発展的に継承する協議会を設置し、取組計画を検討していくこととしている。

本業務は、モデル事業の展開に向け、モデル事業検討部会（協議会の下部組織）の開催及び取組計画（案）の作成を行う委託事業者を選定するに当たり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から、企画提案を募集するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

平成 28 年度伊豆半島生涯活躍のまちづくりモデル事業取組計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行期限

平成 29 年 3 月 28 日（火）限り

(4) 契約限度額

¥10,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 企画提案書等を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。
- (2) 日本国内に本社又は営業所を有していること。
- (3) 企画提案書等の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県から、物品調達等及

び一般業務委託に係る入札参加停止基準(平成 18 年 3 月 30 日付け集用第 103 号)に基づく入札参加停止を受けていないこと。

- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者(申立てが予定されている者を含む。)でないこと。
- (5) 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者(申立てが予定されている者を含む。)でないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者(申立てが予定されている者を含む。)でないこと。

#### 4 担当部署

静岡県政策企画部政策推進局企画課総合計画班

所在地 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館6階

電話番号 054-221-3129

F A X 054-271-5494

E-mail kikaku\_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

#### 5 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により企画提案書等を提出すること。

##### (1) 提出書類

ア 企画提案書(表紙)(様式1)

イ 提案書(様式自由)

※モデル事業検討部会の開催回数、取組計画(案)の作成イメージ、具体的な作成過程、手法、1部会当たりの担当者数等について記載すること。

ウ 業務工程表(様式自由)

※業務スケジュールについて、平成 29 年 3 月 17 日(金)の取組計画(案)の提出を踏まえ、作業項目ごとに示した工程表を作成すること。

エ 業務の実施体制(様式2)

オ 類似業務実績(様式3)

カ 参考見積書(内訳書)(様式自由)

※経費を積算した内訳書を添付すること。

キ 会社等概要書(様式4)

※パンフレットなど会社等の概要が分かるものを添付すること。

##### (2) 提出部数

ア 提出書類ア及びカ 1部

イ 提出書類イからオ及びキ 6部

(3) 提出期間

平成 28 年 12 月 12 日（月）から平成 28 年 12 月 20 日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までの間を除く）

(4) 提出先

上記 4 に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送によること。（平成 28 年 12 月 20 日（火）午後 5 時までに必着）

持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く）とする。郵送の場合は、封筒等の表面に、必ず「伊豆半島生涯活躍のまちづくりモデル事業取組計画策定支援業務委託公募型プロポーザル提出書類」と朱書きにより明記すること。

6 企画提案書等の作成及び記載上の留意事項

(1) 作成上の基本事項

企画提案書等は、本業務の具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本募集要項において記載された事項以外の内容を含む企画提案書等については、その部分を無効とする。

書類の作成に用いる言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは原則 10 ポイント以上とする。

(2) 企画提案書等の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

7 本募集要項等に対する質問

(1) 本募集要項等に関して質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）により提出することとし、電子メールにて送信の上、その旨を電話で連絡すること。

ア 受付期間

平成 28 年 12 月 12 日（月）から平成 28 年 12 月 16 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までの間を除く）

イ 提出先

上記 4 に同じ

ウ その他

文書には、担当窓口の部署、担当者名、電話及び FAX 番号、E-Mail アドレス等を併記すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、質問書を受理した日の翌日から起算して 3 日以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

回答した日から平成 28 年 12 月 20 日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く)の午前 9 時から午後 5 時までの間(正午から午後 1 時までの間を除く)

イ 閲覧場所

上記 4 に掲げる機関で閲覧できる他に、静岡県政策企画部ホームページに掲載する。

政策企画部ホームページ<URL <http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/index.html>>

8 プレゼンテーション

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する。

(1) 実施予定日

平成 28 年 12 月 21 日(水)(詳細な時間は別途通知)

(2) 実施場所

静岡県庁内会議室(会議室名は別途通知)

(3) プレゼンテーションの実施

ア 1 者に対し時間は 30 分程度。(説明の時間は 20 分以内、質疑の時間は 10 分以内)

イ 提出した企画提案書のみを用いることとし、追加資料、パソコン、プロジェクター等は使用しない。

9 委託候補事業者の特定等

(1) 県は、企画提案の内容、業務の工程や実施体制、見積額等を総合的に評価し、委託候補事業者 1 者を特定する。

特定された者に対しては、特定された旨を電子メールにより、平成 28 年 12 月 22 日(木)までに通知する。あわせて、特定通知書を郵送する。

(2) 県は、委託候補事業者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は、当該事業者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、契約に当たっては、企画提案内容(見積書を含む)をもって契約するとは限らない。

また、委託候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「3 企画提案書等を提出するために必要な要件」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

(3) 特定されなかった者(以下、「非特定者」という。)に対しては、特定されなかった旨とその理由を電子メールにより、平成 28 年 12 月 22 日(木)までに通知する。あわせて、非特定通知書を郵送する。

10 非特定理由に関する事項

(1) 非特定者は、特定されなかった理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明を求める場合には、平成 28 年 12 月 22 日（木）から平成 29 年 1 月 5 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までの間を除く）に書面（様式自由）を持参すること。持参以外によるものは受け付けない。
- (3) 説明を求めたものに対しては、電子メールにより、平成 29 年 1 月 13 日（金）までに回答する。あわせて、書面を郵送する。
- (4) (2) の書面の提出先は、上記 4 に同じとする。

## 11 契約条件

- (1) 契約書の作成  
契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。
- (2) 契約保証金  
免除する。

## 12 その他の留意事項

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 企画提案は、1 者につき 1 案とする。
- (3) 企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等にかかる全ての費用は、提案者の負担とする。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出された企画提案書等は、委託候補事業者の特定以外に提案者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書等を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとする。
- (6) 企画提案書等提出後において、記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 委託候補事業者は速やかに提案内容を適切に反映した仕様書を提出し、契約後、その仕様書に即した業務計画書を提出すること。